

3 都道府県が関係する試合開催について

(平成7年12月8日改正)

これまで、いわゆる帯同試合を興行的な弊害があるとして禁止してきたが、次の基準を定めた上で加盟校間の交流と技術向上を図るため、平成8年度のシーズンインから許可する。

- ① 予め定められた都道府県外の試合開催手続きを行うこと。
- ② 有料試合でないもの。
- ③ 主催は当該高等学校または都道府県連盟に限り、当該校、所属連盟以外の団体を共催、後援などに加えることはできない。
- ④ 連続した日程での三都道府県にまたがる試合は、2日以内とする。また順位を争う大会とすることはできない。
- ⑤ 当日3校以上の高等学校が参加してもよいが、その場合、関係する高等学校は三都道府県以内とすること。

以上

◇ ◇

〔良い例〕

① 大阪・A1校グラウンドで開催

第1日	A1校(大阪)	—	B校(東京)
	A2校(大阪)	—	C校(鹿児島)
	B校(東京)	—	C校(鹿児島)
第2日	A1校(大阪)	—	C校(鹿児島)
	B校(東京)	—	C校(鹿児島)
	A2校(大阪)	—	B校(東京)

〔悪い例〕

① 沖縄・E球場で開催

A1校(大阪)	—	B校(東京)
A1校(大阪)	—	D校(秋田)

② 大阪・A1校グラウンドで開催

B校(東京)	—	C校(鹿児島)
B校(東京)	—	D校(秋田)
C校(鹿児島)	—	D校(秋田)